

記者発表資料
平成 26 年 9 月 3 日
防災砂防課 砂防・傾斜地保全班
担当 村上 内線 3 2 3 2
仙台管区气象台予報課
担当 工藤 電話 022-297-8002

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う 宮城県土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」及びその余震等により、震度 5 強以上を観測した市町村では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高まったと考えられるため、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

降雨の状況と土砂災害の関連等の調査結果を踏まえたこれまでの暫定基準の見直しにより、現在は、平成 25 年 8 月 4 日に発生した宮城県沖の地震で震度 5 強を観測した石巻市の基準を、通常基準の 8 割に引き下げて運用しています。

今般、宮城県と仙台管区气象台が、地震後の土砂災害発生状況と降雨の状況及び土砂災害危険箇所等の点検結果をもとに検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしましたのでお知らせします。

記

- 1 暫定基準廃止日時
平成 26 年 9 月 9 日（火）13 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準で運用する地域
石巻市

これにより、宮城県ではすべての地域が通常基準での運用になります。

本件に関する問い合わせ先

宮城県土木部防災砂防課	村上	（電話 022-211-3232）
仙台管区气象台予報課	工藤	（電話 022-297-8002）

暫定基準廃止対象地域



※通常基準の 8 割での運用